

2020（令和2）年8月3日

教職員各位

学校法人 松山大学
理事長 溝上達也

教職員の学外勤務等に係る自粛要請について

愛媛県では6月19日から、新型コロナウイルス対策の警戒レベルを3段階で最も低い「感染縮小期」に移行しておりましたが、再び全国各地において新規感染者の増加が確認されています。このような状況において、本法人といたしましては、学生及び教職員の皆さまの安全を優先に考え、下記の対応を要請いたします。

なお、今後の状況の変化により、変更が生じる場合は、ホームページ等でお知らせいたします。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 学外勤務（勤務外活動を含む。）は、中止、延期又はオンラインでの実施を基本とし、移動を伴う学外勤務の自粛を要請する。
緊急かつやむを得ない事情により、移動を伴う学外勤務を必要とする場合は、感染リスクが高い場所には近づかない、不特定多数との接触を避ける等、徹底した対策をとること。
2. 学外勤務及び私事にかかわらず、緊急かつやむを得ない事情により、海外や法人が指定する地域（※）に移動した場合（8月3日以前に移動した場合を含む。）、帰県後の自宅待機は要請しないが、帰県後2週間は、不特定多数との接触を控える、密閉した場所での会議等に出席しない、至近距離での会話をしないなど、万が一に備えた感染拡大予防対策を特に徹底するとともに、少しでも体調に異変を感じた場合には、直ちに健康支援課に連絡すること。

総務部健康支援課 電話：089-926-7131（内線2212）

メールアドレス：mu-hoken@matsuyama-u.jp

3. 学外勤務及び私事にかかわらず、海外や法人が指定する地域（※）に移動した場合は、感染拡大回避行動を心掛け、夜の街への外出、不特定多数が訪れる場所や混雑する店舗といった感染の危険性が高い場所への立入等は厳に慎むとともに、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を行うこと。
4. 同居する方が、海外や法人が指定する地域（※）に移動し、帰県した場合は、ご自身の体調管理・観察にご留意いただき、少しでも体調に異変を感じた場合は、直ちに健康支援課に連絡すること。

※法人が指定する地域 （2020年8月3日現在）

〔直近1週間の新規感染者が10万人当たり2.5人を上回る地域〕

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、和歌山県、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

以上